

令和8年2月20日招集

令和8年（2026年）

第1回胎内市議会定例会議案

## 提出議案一覧表

議案番号	議 件	頁
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて 専第2号 令和7年度胎内市一般会計補正予算(第10号)	1
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて 専第3号 令和7年度胎内市一般会計補正予算(第11号)	8
議第2号	令和8年度胎内市一般会計予算(別冊)	-
議第3号	令和8年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算(別冊)	-
議第4号	令和8年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算(別冊)	-
議第5号	令和8年度胎内市介護保険事業特別会計予算(別冊)	-
議第6号	令和8年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計予算(別冊)	-
議第7号	令和8年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算(別冊)	-
議第8号	令和8年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算(別冊)	-
議第9号	令和8年度胎内市公共下水道事業会計予算(別冊)	-
議第10号	令和8年度胎内市農業集落排水事業会計予算(別冊)	-
議第11号	令和8年度胎内市水道事業会計予算(別冊)	-
議第12号	令和8年度胎内市簡易水道事業会計予算(別冊)	-
議第13号	令和8年度胎内市工業用水道事業会計予算(別冊)	-
議第14号	令和7年度胎内市一般会計補正予算(第12号)	15
議第15号	令和7年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	25
議第16号	令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算(第3号)	31
議第17号	令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算(第2号)	39
議第18号	胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	44
議第19号	胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	45
議第20号	胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	46
議第21号	胎内市風倉発電所運営事業基金条例を廃止する条例	50
議第22号	胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例	51
議第23号	胎内市立集会所条例の一部を改正する条例	54
議第24号	胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	55
議第25号	胎内市デイサービスセンター条例	56
議第26号	胎内市介護保険条例の一部を改正する条例	60
議第27号	胎内市築地農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	65
議第28号	胎内市生活改善センター条例の一部を改正する条例	66

議案番号	議 件	頁
議第29号	胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	67
議第30号	胎内市立認定こども園条例を廃止する条例	69
議第31号	胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	71
議第32号	胎内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	72
議第33号	財産の無償譲渡について	85
議第34号	財産の無償譲渡について	87
議第35号	財産の無償譲渡について	88
議第36号	公の施設に係る指定管理者の指定について	89
議第37号	公の施設に係る指定管理者の指定について	90
議第38号	公の施設に係る指定管理者の指定について	91
議第39号	公の施設に係る指定管理者の指定について	92
議第40号	公の施設に係る指定管理者の指定について	93
議第41号	公の施設に係る指定管理者の指定について	94
議第42号	公の施設に係る指定管理者の指定について	95
議第43号	公の施設に係る指定管理者の指定について	96
議第44号	公の施設に係る指定管理者の指定について	97
議第45号	公の施設に係る指定管理者の指定について	98
議第46号	公の施設に係る指定管理者の指定について	99
議第47号	公の施設に係る指定管理者の指定について	100
議第48号	公の施設に係る指定管理者の指定について	101
議第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	103
議第50号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	107
議第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	110
議第52号	胎内市過疎地域持続的発展計画の策定について	113

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 2 号

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度胎内市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,827,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
16 県支出金	
	3 県委託金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,317,458	19,083	1,336,541
93,686	19,083	112,769
22,808,832	19,083	22,827,915

歳 出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,113,339	19,083	4,132,422
63,802	19,083	82,885
22,808,832	19,083	22,827,915

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 3 号

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度胎内市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,080,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月2日

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
19 繰入金	1 基金繰入金
歳入合計	



歳 出

款	項
8 土木費	2 道路橋梁費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,716,488	253,000	1,969,488
1,232,144	253,000	1,485,144
22,827,915	253,000	23,080,915

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 7 年度胎内市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 548,004 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,628,919 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
11 地方交付税	1 地方交付税
15 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
16 県支出金	1 県負担金 2 県補助金
17 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売却収入
18 寄附金	1 寄附金
19 繰入金	1 基金繰入金
21 諸収入	6 雑入
22 市債	1 市債
歳入合計	



歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋梁費 3 河川費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 6 保健体育費
11 公債費	1 公債費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,132,422	301,735	4,434,157
3,769,028	310,696	4,079,724
166,091	△4,800	161,291
97,188	3,063	100,251
82,885	△7,224	75,661
5,863,046	96,201	5,959,247
3,047,880	37,093	3,084,973
2,505,884	39,108	2,544,992
302,289	20,000	322,289
1,165,943	△13,747	1,152,196
655,910	△13,747	642,163
1,018,358	60,247	1,078,605
847,641	△8,335	839,306
153,612	68,582	222,194
900,251	△38,928	861,323
900,251	△38,928	861,323
1,969,488	53,871	2,023,359
126,343	△800	125,543
1,485,144	50,800	1,535,944
120,110	3,871	123,981
951,289	△107,868	843,421
951,289	△107,868	843,421
2,608,336	196,310	2,804,646
209,268	△1,356	207,912
1,233,076	200,055	1,433,131
382,899	△1,257	381,642
212,067	△1,132	210,935
3,257,245	183	3,257,428
3,257,245	183	3,257,428
23,080,915	548,004	23,628,919

第2表 継続費補正  
変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	第3次胎内市総合計画等管理事業	14,531	令和7年度	6,413	10,670	令和7年度	4,290
				令和8年度	8,118		令和8年度	6,380
9 消防費	1 消防費	防災行政無線システム再整備事業	1,048,800	令和5年度	445,220	923,800	令和5年度	445,220
				令和6年度	393,300		令和6年度	393,300
				令和7年度	210,280		令和7年度	85,280

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと納税事業	270,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業	3,630
6 農林水産業費	1 農業費	地域計画実践支援事業	3,681
6 農林水産業費	1 農業費	県営ほ場整備事業	39,600
6 農林水産業費	1 農業費	県営ため池等整備事業	7,953
6 農林水産業費	1 農業費	県営農業用水利施設整備事業	380
6 農林水産業費	1 農業費	鳥坂大橋維持管理事業	9,000
6 農林水産業費	2 林業費	松くい虫防除事業	100,603
8 土木費	1 土木管理費	終末処理場維持管理事業	30,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業	45,600
8 土木費	2 道路橋梁費	市道関係整備事業	32,000
8 土木費	2 道路橋梁費	除排雪事業	58,060
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	8,000
8 土木費	3 河川費	河川総務事業	36,500
9 消防費	1 消防費	防災施設整備事業	9,306
9 消防費	1 消防費	トイレカー購入事業	18,800
10 教育費	2 小学校費	中条小学校グラウンド整備事業	239,000
14 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	1,879
14 災害復旧費	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	その他公共施設・公用施設災害復旧事業	30,550

第4表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
なかよしクラブ運営委託料	令和8年度	14,900
放課後児童支援員実地研修業務委託料	令和8年度	2,180
油圧ショベル購入費	令和8年度	22,000
胎内川ダム改良工事負担金	令和8年度 ～ 令和12年度	7,500
スポーツ・文化活動委託料	令和8年度	9,403
照明設備LED化業務委託料	令和8年度	365,000

第5表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
トイレカー購入事業	千円 9,400	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入金など、利率 見直しを行って 後については、 当該見直し後の 利率とする。)	政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ の債権者と協定す る。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し は繰上償還するこ とができる。
中条小学校グラウンド整備事業	219,000			

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県営湛水防除事業	千円 400	普通貸借	千円 0	補正前 と同じ
県営ほ場整備事業	16,900	又は 証券発行	33,200	補正前 と同じ
県営ため池等整備事業	1,900		8,100	補正前 と同じ
県営農業用水利施設整備事業	6,200		5,800	補正前 と同じ
道路等整備事業	305,400		365,400	補正前 と同じ
河川整備事業	44,000		49,000	補正前 と同じ
防災施設整備事業	234,300		110,600	補正前 と同じ
総合グラウンド整備事業	11,200		15,300	補正前 と同じ
辺地対策事業	299,800		239,300	補正前 と同じ
公共施設等適正管理推進事業	69,600		62,200	補正前 と同じ

令和7年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度胎内市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,835,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	2 国庫補助金
7 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	



歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
75,637	△970	74,667
43,597	△970	42,627
3,836,151	△970	3,835,181

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度胎内市の地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	1 一般会計繰入金
6 諸収入	1 雑入
7 市債	1 農林水産業債
歳入合計	



歲 出

款	項
3 公債費	1 公債費
4 予備費	1 予備費
歲 出 合 計	



第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費	1 農業費	農産物加工施設運営事業	15,697

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 前		正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
地域産業施設整備事業	千円	普通貸借 又は 証券発行	千円	補正前 と同じ
	13,800		15,600	
		<p>償還の方法</p> <p>政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ の債権者と協定す る。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し くは繰上償還する ことができる。</p>	<p>利率</p> <p>年 5.00% 以内 (ただし、利率借 入方式で政府資 金など、利率 見直しを行って 後については、 当該見直し後の 利率とする。)</p>	<p>利率</p> <p>補正前 と同じ</p>
		<p>償還の方法</p> <p>政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ の債権者と協定す る。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し くは繰上償還する ことができる。</p>	<p>償還の方法</p> <p>補正前 と同じ</p>	<p>償還の方法</p> <p>補正前 と同じ</p>

令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度胎内市の鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 財産収入	
	1 財産運用収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
582	750	1,332
582	750	1,332
45,960	750	46,710

歳 出

款	項
1 農林水産業費	1 農業費
2 予備費	1 予備費
歳 出 合 計	



胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

鳥獣被害対策実施隊員	時間当たり 1,000 円
------------	---------------

を

」

「

鳥獣被害対策実施隊員	緊急銃猟 1 日当たり 20,000 円
	緊急銃猟以外 1 時間当たり 3,000 円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において特別職の職員として任用されていた者に係る施行日前までのその執務に対する報酬の支給については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

胎内市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政職給料表 級別職務分類表の部 4 級の項中「係長」の次に「、農業委員会事務局長」を加え、同部 5 級の項中「参事」の次に「、農業委員会事務局長」を加え、同部 6 級の項中「事務局長」を「議会事務局長」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

胎内市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 4 条第 1 項中「100 分の 7.70」を「100 分の 7.43」に改める。

第 6 条中「2 万 5,900 円」を「2 万 4,300 円」に改める。

第 6 条の 9 の次に次の 3 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 6 条の 10 第 3 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.27 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第 6 条の 11 第 3 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,500 円とす

る。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第6条の12 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第11条第1項第1号ア中「1万8,130円」を「1万7,010円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,050円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

第11条第1項第2号ア中「1万2,950円」を「1万2,150円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について750円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円

第11条第1項第3号ア中「5,180円」を「4,860円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について300円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円

第 11 条第 2 項第 1 号ア中「3,885 円」を「3,645 円」に改め、同号イ中「6,475 円」を「6,075 円」に改め、同号ウ中「1 万 360 円」を「9,720 円」に改め、同号エ中「1 万 2,950 円」を「1 万 2,150 円」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号カに規定する金額を減額した世帯 225 円
  - イ 前項第 2 号カに規定する金額を減額した世帯 375 円
  - ウ 前項第 3 号カに規定する金額を減額した世帯 600 円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750 円

第 11 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の 10 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 6 条の 11 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 6 条の 12 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の胎内市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市風倉発電所運営事業基金条例を廃止する条例

胎内市風倉発電所運営事業基金条例（平成 17 年条例第 79 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例

胎内市社会体育施設条例（平成 17 年条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

総合グラウンド陸上競技場	胎内市西条 666 番地
総合グラウンド野球場	
総合グラウンド体育館	
B & G 海洋センター体育館	

を

」

「

総合グラウンド陸上競技場	胎内市西条 666 番地
総合グラウンド野球場	
総合グラウンド体育館	
総合グラウンド多目的運動場	
B & G 海洋センター体育館	

に

」

改める。

別表第 2 社会体育施設使用料の部 3 B & G 体育館の項中「B & G 体育館」を「B & G 海洋センター体育館」に改め、同部 4 総合グラウンドの項中

「

個人 利用	陸上競技 場	一般	1 回につき 100	1,000	600	3,000
		高校生	1 回につき 70	700	400	2,000
		小中学生 又は 65 歳	1 回につき 50	500	300	1,500

を

		以上				
	野球場	一般	1回につき 100	—	—	—
		高校生	1回につき 70	—	—	—
		小中学生 又は65歳 以上	1回につき 50	—	—	—

」

「

個人 利用	陸上競技 場	一般	1回につき 100	1,000	600	3,000
		高校生	1回につき 70	700	400	2,000
		小中学生 又は65歳 以上	1回につき 50	500	300	1,500
	野球場	一般	1回につき 100	—	—	—
		高校生	1回につき 70	—	—	—
		小中学生 又は65歳 以上	1回につき 50	—	—	—
	多目的運動場		無料	—	—	—

に

」

改め、同部5 B & Gプールの項中「B & Gプール」を「B & G海洋センタープール」に改め、同部6 B & G艇庫の項中「B & G艇庫」を「B & G海洋センター艇庫」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

胎内市立集会所条例の一部を改正する条例

胎内市立集会所条例（平成 17 年条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表柴橋地域ふれあいセンターの項を削る。

別表柴橋地域ふれあいセンターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料の徴収又は利用料金の収受については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の災害に対する災害弔慰金の支給から適用する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市デイサービスセンター条例

胎内市デイサービスセンター条例（平成 17 年条例第 135 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者及び重度の身体障害者の自立的生活の助長、社会的孤立の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（開館時間及び休館日）

第 3 条 センターの開館時間及び休館日は、別表第 2 のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（事業）

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 7 項に規定する通所介護又は法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同項第 1 号ロに掲げる第 1 号通所事業を行う事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当障害福祉サービス（同法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係るものに限る。）を行う事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（利用者の範囲）

第 5 条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法による要介護又は要支援の認定を受けている者
- (2) 法による介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる者
- (3) 胎内市に住所を有する身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者であって、生活介護の支給決定を受けている者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(施設の利用)

第 6 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長と第 4 条各号に掲げる事業の利用に関する契約を締結しなければならない。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) その利用が、センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) その利用が、施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第 8 条 利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料（消費税相当額を含む。）を市長に納めなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 号に掲げる者 法の規定による居宅介護サービス費の算定方法により算定した額
- (2) 第 5 条第 2 号に掲げる者 法の規定による第 1 号通所事業サービス費の算定方法により算定した額
- (3) 第 5 条第 3 号に掲げる者 総合支援法の規定による基準該当障害福祉サービス費の算定方法により算出した額
- (4) 第 5 条第 4 号に掲げる者 市長が別に定める額

2 第 11 条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 前項の場合における利用料金は、指定管理者が、第 1 項各号に掲げる使用料の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、利用者の属する世帯が、災害その他やむを得ない事情により使用料を納付することが困難であると認められるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、センターの利用に際して施設、設備等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの維持管理に関する業務

(2) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(3) センターの利用許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者による管理の場合における規定の適用等)

第13条 指定管理者による管理の場合において、第3条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とし、第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第9条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の胎内市デイサービスセンター条例（平成 17 年条例第 135 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
胎内市デイサービスセンター栗木野荘	胎内市栗木野新田 106 番地 1
胎内市デイサービスセンターいわはら荘	胎内市下赤谷 387 番地 15

別表第 2（第 3 条関係）

名称	開館時間	休館日
胎内市デイサービスセンター栗木野荘	午前 8 時から午後 5 時 30 分まで	(1) 日曜日 (2) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで
胎内市デイサービスセンターいわはら荘	午前 8 時から午後 5 時 30 分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市介護保険条例の一部を改正する条例

胎内市介護保険条例（平成 17 年条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料の額の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 18 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項及び附則第 21 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料の額の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の

適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

19 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料の額の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 10 万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

20 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料の額の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第

35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料の額の算定に関する基準の特例）

21 第1号被保険者の令和8年度における保険料の額の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、

かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い胎内市税条例（平成17年条例第51号）第13条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い胎内市税条例第13条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い胎内市税条例第13条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料の額の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市築地農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

胎内市築地農村環境改善センター条例（平成 17 年条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

別表中「団体」を「専用・団体」に改め、同表備考中

「

2 使用料の額には、消費税相当額を含む。 を

」

「

2 使用料の額には、消費税相当額を含む。

3 専用・団体の使用料は、個人若しくは 5 人以下の団体で  
専用利用する場合又は 6 人以上の団体で利用する場合に適  
用する。 に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の胎内市築地農村環境改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市生活改善センター条例の一部を改正する条例

胎内市生活改善センター条例(平成17年条例第164号)の一部を次のように改正する。

別表第1 持倉生活改善センターの項を削る。

別表第2 持倉生活改善センターの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料の徴収又は利用料金の収受については、  
なお従前の例による。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年条例第 271 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、他の消防組織等の役員の任期と調整が必要な場合においては、団長、消防副団長又は方面隊長の任期を 1 年とすることができる。

第 13 条第 3 項中「費用を弁償する」を「出動報酬を支給する」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係）

区分	勤務区分	支給単位	支給金額	適用
出動報酬	訓練等	1 回の訓練 (4 時間以内)	2,800 円	市が招集する訓練等。1 回の訓練時間が継続して 4 時間を超える場合は、1 時間ごとに（1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。）1,000 円を加算する。（上限 6,000 円）
	会議等	1 回につき	2,100 円	幹部会議等
	災害出動	1 日につき (4 時間以内)	4,000 円 (放水を行う必要のない火災の場合は、2,000 円)	火災、風水害又は地震等の災害。1 日の出動時間が継続して 4 時間を超える場合は、4 時間ごと（4 時間に満たないときは 4 時間とみ

			なす。)に4,000円を加算する。
警戒出動	1日につき	2,800円	警戒対応等
火災予防広報	1日につき	1,000円	積載車等を使用しての広報活動
行方不明者の 捜索又は遭難 者の救出等	1日につき	4,500円以内で市 長が別に定める額	

備考 訓練等において、連続して行われるものへの参加については、1回とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第3項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に団員が出動する場合から適用する。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市立認定こども園条例を廃止する条例

胎内市立認定こども園条例（平成 25 年条例第 41 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（胎内市立認定こども園条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに胎内市立認定こども園において行われた教育及び保育に係る廃止前の胎内市立認定こども園条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

（胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）

- 3 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「保育園をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「又は市立認定こども園（胎内市立認定こども園条例（平成 25 年条例第 41 号）第 2 条に規定する認定こども園をいう。）（以下「市立保育園等」という。）」を削る。

第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項中「市立保育園等」を「市立保育園」に改める。

（胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日の前日までに胎内市立認定こども園において行われた教育・保育に係る前項の規定による改正前の胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定により徴収する利用者負担額、延長保育料等、一時預かり利用料等又は休日等に利用した場合の利用者負担額については、なお従前

の例による。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(胎内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 胎内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、1 時間当たりの利用定員（法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第 2 節 運営に関する基準

（面談）

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19

条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の 3 において準用する法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子ども

の養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園

支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発

的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等

支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と

と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

財産の無償譲渡について

次のとおり土地を無償で譲渡する。

1 譲渡する土地の所在地、地目及び地積

別紙のとおり

2 譲渡の相手方

(略)

中村浜区自治会

代表者 齋藤 正

3 譲渡後の使用目的

胎内市中村浜字万治ノ二 1158 番 4・1160 番 1 の土地については、以前から貸している事業者に売却し、その他の土地については自治会用地として管理するため

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

別紙 讓渡土地一覽

番号	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
1	胎内市中村浜字蜻蛉塚877番1	墓地	1,484
2	胎内市中村浜字蜻蛉塚905番1	山林	428
3	胎内市中村浜字古検ノ一922番1	山林	482
4	胎内市中村浜字万治ノ二1158番4	山林	97
5	胎内市中村浜字万治ノ二1160番1	原野	511
6	胎内市中村浜字万治ノ二1197番1	墓地	42
7	胎内市中村浜字万治ノ二1197番3	墓地	43
8	胎内市中村浜字上畑36番	山林	385
9	胎内市中村浜字上畑128番	山林	181
10	胎内市中村浜字上畑131番	山林	207
11	胎内市中村浜字上畑138番	山林	108
12	胎内市中村浜字上畑153番1	山林	65
13	胎内市中村浜字万治ノ一998番	原野	53
14	胎内市中村浜字万治ノ一1000番	原野	173
15	胎内市中村浜字万治ノ一1054番4	原野	164
16	胎内市中村浜字万治ノ一1054番5	山林	1,387
17	胎内市中村浜字万治ノ一1058番1	山林	1,772
18	胎内市中村浜字万治ノ二1157番2	山林	68
19	胎内市中村浜字下畑1340番	山林	116
計 19筆			7,766

財産の無償譲渡について

次のとおり土地を無償で譲渡する。

1 譲渡する土地の所在地、地目、地積及び参考評価額

(1) 所在地 胎内市熱田坂字長崎野 881 番 17

(2) 地目 宅地

(3) 地積 567.19 m<sup>2</sup>

(4) 参考評価額 1,871,727 円

2 譲渡の相手方

(略)

川合自治会

代表者 中村 昭一

3 譲渡後の使用目的

集会施設用地として使用するため

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償で譲渡する。

1 譲渡する建物の所在地、構造、数量及び参考評価額

- (1) 所在地 胎内市持倉 277 番地 11
- (2) 構造 鉄骨 2階建
- (3) 数量 建物 1 棟 (延床面積 136.39 m<sup>2</sup>)
- (4) 参考評価額 6,872,250 円

2 譲渡の相手方

(略)

持倉集落

代表者 水澤 信一

3 譲渡後の使用目的

集会施設として使用するため

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
たけじま地域ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
苔実区
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下館集落開発センター

- 2 指定管理者となる団体の名称

下館自治会

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
黒俣集落開発センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
黒俣自治会
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
蔵王集落開発センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
蔵王区会
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
東牧生活改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
東牧自治会
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
近江新生活改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
近江新集落
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
塩沢生活改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
塩沢集落
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下江端生活改善センター

- 2 指定管理者となる団体の名称

下江端自治会

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
坪穴集落センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
坪穴集落
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

塩谷集落センター

- 2 指定管理者となる団体の名称

塩谷集落

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
宮久多目的交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
宮久区会
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

前山台集会施設

- 2 指定管理者となる団体の名称

前山台集落

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) そば処みゆき庵
- (2) 胎内フィッシングパーク
- (3) 胎内ボート場
- (4) ロイヤル胎内パークホテル
- (5) 奥胎内野営場
- (6) 奥胎内ヒュッテ
- (7) 胎内スキー場ロッジ
- (8) 胎内駐車場第 1
- (9) 胎内駐車場第 2
- (10) 胎内駐車場第 3
- (11) 胎内スキー場ロッジポプラ
- (12) 胎内テニスコート
- (13) ラビットペアリフト
- (14) カモシカペアリフト
- (15) 胎内ロマンスリフト A・B 線
- (16) 小倉沢ペアリフト
- (17) 風倉第 1 ペアリフト

- (18) 風倉第2ペアリフト
- (19) 風倉高原第1ペアリフト
- (20) 風倉高原第2ペアリフト
- (21) 胎内スキーロッジラビット
- (22) 胎内スキーロッジ鹿ノ俣
- (23) 胎内スキーロッジモンキー
- (24) 胎内駐車場風倉

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社胎内リゾート

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

# 総合整備計画書

胎内市 黒川東部辺地

## 1. 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 1,474人 645世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 136人 49世帯)
- (2) 面積 162.23km<sup>2</sup>

{	宅地	0.73km <sup>2</sup>
	農地	6.88km <sup>2</sup>
	山林	22.19km <sup>2</sup>
	その他	132.43km <sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 下赤谷、太田野原、坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江、川合
- (4) 地域の中心の位置 大字坪穴字道下622番地2
- (5) 辺地度点数 140点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当地域は、旧黒川村地域の東部に位置する峡谷型山間地域であり、地域内の土地の多くは山林となっている。気象は日本海型気象に属する積雪寒冷地である。冬期間における積雪量は1m～1.5mに及び、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）上の特別豪雪地帯に指定されている。

また、地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動については、約10km離れた中心市街地にある各種施設を日常的に利用しており、地域内の公共交通については、区域運行型のデマンド交通のみで保育所及び小学校も地域外まで通う必要がある。

### (2) 公共的施設の整備についての基本方針

地域住民の生活環境の維持・改善及び生活利便性の向上並びに地域資源を活用した産業振興を図るため、公共的施設等の計画的な整備及び更新・改修を行う。

### (3) 各区分の施設整備についての方針

#### ア. 交通・通信体系の整備

市道改良事業、除雪機械購入事業、難視聴地域共聴施設改修事業、橋りょう改修事業、林道改良事業

#### イ. 教育文化施設の整備

集会施設改修事業

#### ウ. 生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保

簡易水道更新事業、保健福祉施設改修事業、福祉交流センター改修事業

エ. 産業の振興

経営体育成基盤整備事業、観光又はレクリエーション施設改修事業

オ. 電灯用電気供給施設の整備

対象事業なし

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度～令和9年度（3か年）

（単位：千円）

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①-② ③	
1	市道宮久下野線道路 改良事業	胎内市	14,000		14,000	14,000
2	市道持倉・黒俣線道路 改良事業	胎内市	4,500		4,500	4,500
3	市道南俣村中2号線 道路改良事業	胎内市	4,500		4,500	4,500
4	除雪機械購入事業	胎内市	101,900		101,900	101,900
5	難視聴地域共聴施設 改修事業	胎内市	77,135	36,520	40,615	40,500
6	簡易水道管路更新事 業	胎内市	34,000	17,000	17,000	17,000
7	簡易水道施設更新事 業	胎内市	52,000	26,000	26,000	26,000
8	夏井・坪穴・川合地区経 営体育成基盤整備事業	新潟県	70,700		70,700	70,700
9	鍬江地区経営体育成 基盤整備事業	新潟県	42,300		42,300	42,300
10	フラワーパーク改修 事業	胎内市	1,150		1,150	1,100
11	特産物加工施設改修 事業	胎内市	53,500		53,500	53,500
12	樽ヶ橋遊園改修事業	胎内市	3,100		3,100	3,100
13	胎内スキー場改修事 業	胎内市	412,700		412,700	412,700
14	保谷橋改修事業	胎内市	170,000	82,500	87,500	87,500
15	鼓岡地区担い手セン ター改修事業	胎内市	6,100		6,100	6,100
16	保健福祉施設にこ楽・ 胎内改修事業	胎内市	11,700		11,700	11,700
17	福祉交流センター有 楽荘改修事業	胎内市	1,900		1,900	1,900
18	胎内レクホール改修 事業	胎内市	15,900		15,900	15,900

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ① - ② ③	
19	胎内球場改修事業	胎内市	13,000		13,000	13,000
20	胎内自然天文館改修事業	胎内市	11,900		11,900	11,900
21	クアハウスたいない改修事業	胎内市	55,034		55,034	55,000
22	市道胎内頼母木線道路改良事業	胎内市	5,500		5,500	5,500
23	奥胎内ヒュッテ改修事業	胎内市	14,270		14,270	14,200
24	交流促進施設改修事業	胎内市	171,761		171,761	170,700
25	林道改良事業	胎内市	12,300	5,065	7,235	7,200
合 計			1,360,850	167,085	1,193,765	1,192,400

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

# 総合整備計画書

胎内市 築地南部辺地

## 1. 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 814人 255世帯  
 (うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 814人 255世帯)
- (2) 面積 4.18km<sup>2</sup>

{	宅地	0.33km <sup>2</sup>
	農地	3.39km <sup>2</sup>
	山林	0.06km <sup>2</sup>
	その他	0.40km <sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 北成田、宮川、竹島、苔実
- (4) 地域の中心の位置 大字北成田字築地原 1621番地1
- (5) 辺地度点数 103点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当地域は、市の南部に位置し、日本海に面した海岸部に広がる地域で土地の多くは砂丘地となっている。気象は日本海型気象に属する寒冷地で、冬期間における積雪量は多いときで0.5mを超え、風況により道路が凍結することがある。

また、地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動については、約10km離れた中心市街地にある各種施設を日常的に利用しており、地域内の公共交通については、区域運行型のデマンド交通のみで保育所及び小学校も地域外まで通う必要がある。

### (2) 公共的施設の整備についての基本方針

地域住民の生活環境の維持・改善及び生活利便性の向上ならびに地域資源を活用した産業振興を図るため、公共的施設等の計画的な整備及び更新・改修を行う。

### (3) 各区分の施設整備についての方針

- ア. 交通・通信体系の整備  
対象事業なし
- イ. 教育文化施設の整備  
対象事業なし
- ウ. 生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保  
介護予防・生活支援拠点施設改修事業
- エ. 産業の振興  
経営体育成基盤整備事業
- オ. 電灯用電気供給施設の整備  
対象事業なし

### 3. 公共的施設の整備計画

令和7年度～令和9年度（3か年）

（単位：千円）

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①－② ③	
1	介護予防・生活支援 拠点施設改修事業	胎内市	11,057		11,057	11,000
2	苔実地区経営体育成 基盤整備事業	新潟県	43,600		43,600	35,200
合 計			54,657		54,657	46,200

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

# 総合整備計画書

胎内市 築地西部辺地

## 1. 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 1,222人 491世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 788人 305世帯)
- (2) 面積 8.49km<sup>2</sup>

{	宅地	0.82km <sup>2</sup>
	農地	2.40km <sup>2</sup>
	山林	1.80km <sup>2</sup>
	その他	3.47km <sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 村松浜、中村浜、笹口浜
- (4) 地域の中心の位置 大字村松浜字上原840番地9
- (5) 辺地度点数 115点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当地域は、市の西部に位置し、日本海に面した海岸部に広がる地域で土地の多くは砂丘地となっている。気象は日本海型気象に属する寒冷地で、冬期間における積雪量は多いときで0.5mを超え、風況により道路が凍結することがある。

また、地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動については、約10km離れた中心市街地にある各種施設を日常的に利用しており、地域内の公共交通については、区域運行型のデマンド交通のみで保育所及び小学校も地域外まで通う必要がある。

### (2) 公共的施設の整備についての基本方針

地域住民の生活環境の維持・改善及び生活利便性の向上並びに地域資源を活用した産業振興を図るため、公共的施設等の計画的な整備及び更新・改修を行う。

### (3) 各区分の施設整備についての方針

#### ア. 交通・通信体系の整備

市道改良事業

#### イ. 教育文化施設の整備

対象事業なし

#### ウ. 生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保

対象事業なし

#### エ. 産業の振興

観光又はレクリエーション施設改修事業

#### オ. 電灯用電気供給施設の整備

対象事業なし

### 3. 公共的施設の整備計画

令和7年度～令和9年度（3か年）

（単位：千円）

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①－② ③	
1	市道村松浜本町通り 線道路改良事業	胎内市	29,000		29,000	29,000
2	塩の湯温泉（ふれあい 館・サンセット中条） 改修事業	胎内市	19,300		19,300	19,300
3	笹口浜臨海休養広場 改修事業	胎内市	6,000		6,000	6,000
合 計			54,300		54,300	54,300

胎内市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、胎内市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦